

競技規則

＜目 的＞

第1条 公正・公平な競技の実施を目的に、一般社団法人スポーツ吹矢振興協会（以下、本会という）の競技に関する規則を定める。

＜競技用具＞

第2条 競技用の筒、矢、的は、本会規格の用具を使用しなければならない。

（一）筒

- イ) 筒の長さは、120 と 100cm とする（本人の申告制とする）
- ロ) マウスピース及びシリコン製マウスピース等を、装着する。
- ハ) 筒の固定に補助器具等を装着する必要がある場合は、事前に大会など競技の実行委員会に届け出る。
- ニ) 筒立ての仕様は自由とする。
- ホ) 障がいを持った競技者が、固定用具を使用するときは、事前に大会など競技の当該実行委員会に届け出る。
- ヘ) 体験会用マウスピースは、大会及び競技会、段級位認定試験審査に使用できない。
- ト) 布などを使用しての筒、マウスピース及び矢の掃除は、5本吹いたあと審判員の指示に従って行う。
- チ) 筒先より 30cm 以内に何物も貼付、印等をつけてはならない。
 - ※筒立ては、スタートラインより前（的側）に置いてはいけない。
 - ※「補助器具」とは、片腕欠損、麻痺等により、筒に矢を挿入する際や片手で吹く場合に、身体の一部を補助する用具（筒置き台、グリップ等）をいう。
 - ※「固定用具」とは、三脚等を使用して、筒を一定の高さ・角度に固定、両手又は片手で持ち上げることなく、口のみを付けて吹く用具をいう。

（二）矢

- イ) 長さ 22cm、重さ 1 g 以内で、加工、修正をしていないもの。ただし筆記用具等で印を付けることは可とする。

（三）的

- イ) 的ベースは一辺 33cm とする。交換式的又は的シールを使用する。
- ロ) 配点
 - 7点＝中心から半径 3cm の白色部分（中心の黒点を含む）
 - 5点＝白の外側 3cm の赤色部分
 - 3点＝赤の外側 3cm の白色部分
 - 1点＝白の外側 3cm の黒色部分
- ハ) 設置する高さは、黒点の中心を床 160cm とする。ただし、大会実行委員会に事前に、本人からの申請することで、黒点の中心を床 130cm にすることもできる。なお競技途中での高さの変更は認めない。

＜服 装＞

第3条 安全で軽スポーツに適した服装を着用する。ただし他の競技者への配慮に欠けた服装は厳禁する。

2. そのほか競技会場にて個別に指定される場合は、そのルールに従う。またそれぞれの当該大会実行委員会がふさわしくないと判断した場合は、個別に競技者に注意する。
3. 大会実行委員会が不適切と判断する場合は、服装を変更する事を勧告する。2回以上の勧告に応じない場合は退場を命じる。

＜レーン＞

第4条 的を所定の高さで等間隔に設置し、各レーンに記号を付ける。

2. 的の直下から手前に距離を計測し、所定の距離別にラインテープを貼りスタートラインとする。
3. 競技者は、定められたレーンでスタートラインの手前に立って競技を行う。

＜試 矢＞

第5条 競技者は、競技開始前に試矢（3本）をすることができる。

2. 試矢の前に、審判員は本規則第2条の用具点検を行い、不適格な物は交換を指示する。予備の用具を使用する場合は、その前に点検を受けなければならない。
3. 前項の指示に従わない者は失格となる。
4. 試矢のとき跳ね矢になっても、吹き直しはできない。

＜ラウンド＞

第6条 ラウンドにおける競技進行の合図は、競技進行担当者の「用意はじめ」、「30秒前」、「3分経過」、「終了（跳ね矢の場合は、吹き直し終了時点）」と合図する。競技進行のための用具は、ホイッスル・審判旗(赤・白)・タイマー等とする。

2. 3分以内に5本吹き1ラウンドとする(3分間ルール)。この3分以内に基本動作「①礼をする」から「⑧礼をする」までを行うものとする。
3. 1回に筒に矢を1本ずつ入れて吹くものとする。
4. 「3分経過」の合図以前に5本の矢を吹き終えた競技者は、筒をもって、静かに1歩位後退して待機する。
5. 3分経過の合図の時点までに、5本のうち吹き終えた矢は有効とし、吹き終えなかった矢は無効となる。
6. 1ラウンドに5本を超えて吹いた矢は、高得点順に超えた本数分が無効となる。
7. 3分経過の合図後に吹いた矢は、高得点順にその該当分が無効となる。
8. ラウンドの基本動作進行中に不具合があったときは、これを中断し改めて「③筒を上げる」からやり直すことができる。
9. 「②構える」という動作の時、筒に矢を入れることができず、スタートラインよりの的側に落下した場合は、その矢を拾わず、予備の矢を入れ直す。スタートライン上及び競技者側に落下した場合は、その矢を拾っても、予備の矢を入れ

直しても可とする。

- 10.「③筒を上げる」から、筒に入れた矢を落下させた場合や、意図的に取り出したものは、吹いたものとみなし入れ直すことはできない。
- 11.手持ちの矢が無くなった場合、その時点でそのラウンドは終了とする。

<跳ね矢>

- 第7条** 的や的シール及び的ベース（33cm四方）又は先着の矢に当たって跳ね返った矢は、跳ね矢とする。
2. 前項の跳ね矢を審判員が認めたときは、改めて吹き直すことができる。この間、前条の3分ルールは適用されない。

<採点>

- 第8条** 採点は、ラウンドごとに行う。
2. 競技者は、審判員の採点が終わるまで矢に触れてはならない。
 3. 得点圏の境目にある矢は、高得点側で採点する。（触れていれば可）
 4. ダブル又はそれ以上重なった矢は、先行した矢の得点をなぞる。（先行した矢が7点なら重なった矢も7点と採点される）
 5. 「3分経過」の合図より以前に、的から抜け落ちた矢は跳ね矢となり、合図の後に落ちた矢は無効となる。
 6. 的に当たって跳ね返った矢が、的に刺さっている他の矢に支えられている状態の場合、審判員は終了合図後の採点の時に確認し、跳ね矢の場合、競技者に吹き直しを指示する。刺さっている場合は採点する。
 7. 審判員が採点、記録して、競技者に告知する。

<抗議>

- 第9条** 採点に関する競技者の抗議は、審判員が応答する。ただし、裁定は担当副審判長等がする。
2. 採点の後、矢の回収開始後の抗議は認めない。

<順位決定>

- 第10条** 順位は、各ラウンドの得点を合計し、高得点者から順に決定する。
2. 前項の決定にあたり同点者があるときは、順位決定戦を行う
 3. 順位決定戦は、大会実行委員会で決定した方法で行い、勝敗は審判長が裁定する。

<審判員の任命>

- 第11条** 大会及び競技会の審判員は、大会実行委員会により任命される。

<規則違反>

- 第12条** 故意に本規則に違反したときは、出場停止又は失格となる。